

1. 概要

一般財団法人カーボンニュートラル燃料技術センター（以下「当センター」という。）は、令和8年度 JKA 補助事業「安全関連法令等デジタル情報活用システムの構築」を実施している。

産業プラントの安全・安定操業においては、人材の確保及び技術伝承が共通の課題となっている。加えて、カーボンニュートラル社会の実現に向けて水素等の新エネルギーの導入が進む中、新たな安全関連法令、通達及び技術標準の制定・改正への的確な対応が求められている。現在、安全関連法令等の収集、適用条件の確認、個社基準・マニュアルへの反映並びに記録・報告等は、専門家又は経験豊富な担当者の手作業に依存する部分が多く、今後、対象情報を漏れなく正確に把握することが一層困難になることが想定される。

本業務では、e-Gov 法令検索及び法令 API 等で提供される公式法令情報並びに当センターが選定する通達、技術基準、解釈通知、ガイドライン、手引き、報告書等を AI で活用し、利用者が自然言語で質問することにより、関係する安全関連法令等を横断的に検索し、根拠を明示した回答を得るための方法について調査及び技術検証を行う。併せて、その検証に用いる Web アプリケーションのプロトタイプを作成する。

2. 仕様

本業務を受注するアプリケーション開発事業者（以下「受注予定者」という。）は、AI を活用した安全関連法令等の検索及び必要事項の整理方法に関する調査・検証を行うとともに、Web ブラウザから利用可能な検証用アプリケーションのプロトタイプを作成する。見積範囲は、以下の（1）から（6）までとする。

（1）法令等データの収集、整形及び知識ベース構築

- 1) e-Gov 法令 API 等を利用し、対象となる法律、政令、省令等の公式法令情報を取得すること。API は実施時点における最新の公開仕様を基本とし、仕様変更による影響及び対応方法を整理すること。
- 2) 取得した法令データは、条項等の構造を可能な範囲で保持し、検索及び根拠表示に適した形式に整形すること。
- 3) 当センターが選定又は提供する通達、技術基準、解釈通知、ガイドライン、手引き、報告書等を、手動又は一括処理により登録できること。Web サイトから取得可能な資料については、取得方法を確認した上で登録すること。
- 4) 各情報については、出典・根拠を明確にするため、把握可能な範囲で、法令名および該当条項、資料名および該当箇所、発行元、公布日・施行日・改正日、参照先 URL、取得日またはデータ更新日を付記すること。

（2）検証用プロトタイプの機能

受注予定者は、以下の機能を備えた検証用アプリケーションのプロトタイプを作成すること。実装方式は特定製品に限定せず、同等以上の機能を実現できる構成を提案すること。

1) 公式法令情報の登録・更新

- （1）で取得した公式法令情報を、検索対象として登録及び更新できること。

2) 補足資料の登録

(1) で整備した通達、技術基準、解釈通知、ガイドライン、手引き、報告書等を登録できること。登録方法及び対応ファイル形式を明示すること。

3) 情報属性管理

法令名および該当条項、資料名および該当箇所、発行元、公布日・施行日・改正日、参照先 URL、取得日またはデータ更新日の属性を保持し、検索及び回答表示に利用できること。

4) 自然言語による質問

利用者が専門的な検索式を作成することなく、自然言語で質問できること。質問内容から検索条件又は検索語を構築し、関連情報を検索できること。

5) ハイブリッド検索

法令用語の厳密一致に適したキーワード検索と、表記ゆれ、言い換え又は独自用語に対応するベクトル検索を組み合わせ、関連情報を抽出できること。

6) 回答生成

検索結果を根拠として、質問に対する回答、適用の前提条件、必要な手続又は確認事項を整理して表示できること。検索結果に根拠がない内容を断定的に生成しないよう制御すること。

7) 根拠情報の表示

回答と併せて、法令名および該当条項、資料名および該当箇所、発行元、公布日・施行日・改正日、参照先 URL、取得日またはデータ更新日の属性を表示できること。

8) 最終確認の注意表示

各回答に、本システムが判断支援を目的とするものであること、利用者が根拠資料を確認し、必要に応じて所管行政機関等へ最終確認を行うことを表示すること。

9) Web 画面

当センターの利用者が Web ブラウザから利用できる簡易な画面を構築すること。少なくとも質問入力、回答・根拠表示を行えること。

(3) 回答の基本構成

- 1) 回答要旨：現時点の公式法令情報に基づき、適用される法令および適用される可能性のある法令ならびに必要な手続きを簡潔に示す。
- 2) 根拠：法令名および該当条項、資料名および該当箇所、発行元、公布日・施行日・改正日、参照先 URL を示す。
- 3) 補足情報：通達、技術基準、ガイドライン、検討資料等を、公式情報とは区別して示す。
- 4) 注意表示：本回答は判断支援用であり、最終判断は利用者が根拠資料を確認した上で行う旨を示す。

(4) 検証及び改善

- 1) 当センターが作成する模範回答（検証用 Q & A）5 セットに基づき、回答結果を評価すること。
- 2) 検証用アプリケーションのプロトタイプ（初期版）を、動作確認のため 2026 年 12 月中旬までに当センターへ提供すること。
- 3) 専門家委員会及びユーザーWG からのコメントを受け、少なくとも 1 回の改善を実施し、改善前後の変更内容及び評価結果を記録すること。

(5) 当センターへの説明

- 1) 2026 年 10 月頃を目途に、検証用アプリケーションのプロトタイプに関する開発方針及び進捗状況を、当センターが開催する会議において説明すること。
- 2) 中間報告及び最終報告に必要な資料を作成し、質疑に対応すること。

(6) 令和 9 年度以降の本格開発に向けた整理

- 1) 令和 8 年度の検証結果を基に、本格システムに必要な機能要件、非機能要件、データ更新・運用体制、セキュリティ、保守及び評価方法を整理すること。
- 2) 本番運用環境の構成案、必要なハードウェア・ソフトウェア、外部 API の利用形態、API 利用量及び概算運用費を整理すること。
- 3) 対象領域の拡大に向けた拡張方法及び課題を整理すること。

3. 納入先

〒136-0082

東京都江東区新木場一丁目 1 8 番 6 号 新木場センタービル 7 階
一般財団法人カーボンニュートラル燃料技術センター
企画調査部

4. 納期

2027 年 2 月 26 日（金）16 時まで

5. 受注予定者の業務範囲

受注予定者は、以下の業務を行う。

- (1) 検証用アプリケーションプロトタイプ仕様書の作成
- (2) 検証用アプリケーションプロトタイプの作成
- (3) アプリケーション操作マニュアルと必要な説明書の作成
- (4) 検証用 Q&A による評価と 1 回の検証用アプリケーション改善
- (5) 当センターが開催する会議での説明及び最終報告
- (6) 令和 9 年度以降の本格開発に向けた要求事項、運用方法及び概算費用の整理
- (7) 当センター職員への取扱説明及び技術引継ぎ

6. 提出物

- (1) 検証用アプリケーションのプロトタイプ（最終版）
- (2) 検証用アプリケーションプロトタイプ仕様書
- (3) アプリケーション操作マニュアルその他必要な説明書
- (4) 検証用アプリケーションのソースコード等一式
- (5) 作業報告書
- (6) 納品書

7. 一般事項

7. 1 適用法規及び基準

本業務の遂行に当たっては、設計、製作、導入、運用及び情報管理に関する法規、基準及び規格を適用するものとする。受注予定者は、本業務に係る法的手続きが必要な場合には、適用法規等に基づき必要な手続を行うものとする。

7. 2 検収条件

(1) 検収は、以下の全ての事項を当センターが確認した時点で完了したものとする。なお、本業務は成果完成型準委任契約によるプロトタイプ構築及びPoCを目的とするものであり、検収は本仕様書に定める範囲の機能実装状況の確認を意味し、アプリケーションの運用上の品質・性能等を保証するものではない。

- ①検収用 Q&A（5セット）について、回答、根拠、適用条件、情報の時点、不確実性及び評価結果が記録されていること。
- ②当センターからの意見を整理し、少なくとも1回の改善及び改善前後の比較が実施されていること。
- ③第6項に定める提出書類及び成果物が提出されていること。

(2) 異常時の処置

検収の結果、本仕様書に記載した要求事項に照らして明らかな不足が確認された場合、受注予定者は当センターと協議の上、対応方法を定める。ただし、本業務が成果完成型準委任契約であることを踏まえ、納入後のアプリケーションの品質・性能等に関する保証及び無償の恒常的な修正対応を求めるものではない。

7. 3 保証

本業務における参考提供物（検収用アプリケーションのプロトタイプ及びソースコード等）は、調査・検証を目的として提供するものであり、納入後の品質、性能又は動作に関する保証は行わない。プロトタイプについて動作保証が必要な場合は、別途、当センターと受注予定者の協議により対応範囲及び費用を定めるものとする。

7. 4 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項は、別途協議の上、定めるものとする。
- (2) 受注予定者の責に帰すべき事由により納期の遅延が見込まれる場合は、速やかに当センターに連絡し、対応について別途協議するものとする。

以上